

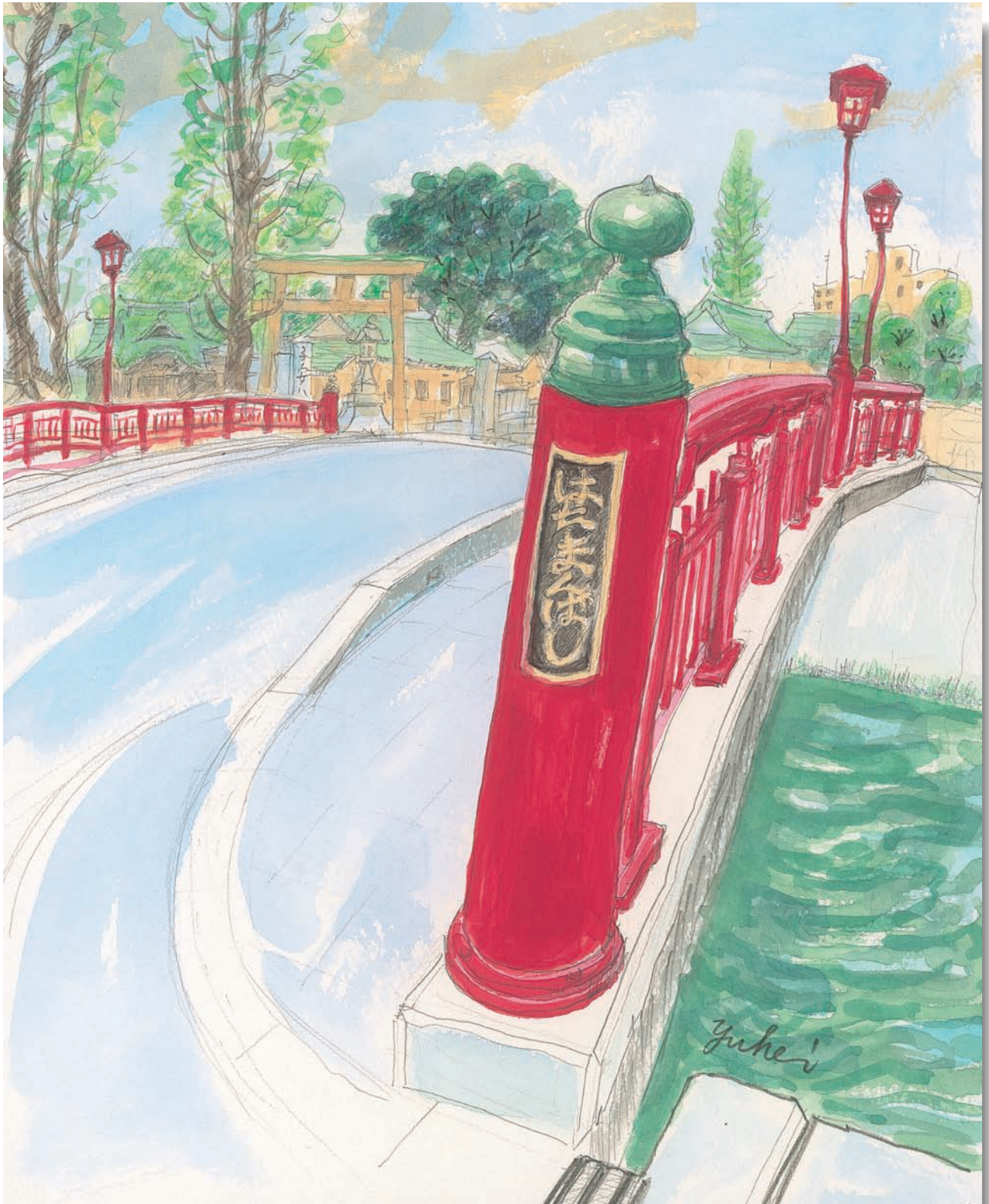
法人かまた 第448号 平成25年5月1日発行(隔月<奇数月>1日発行)平成4年12月11日第三種郵便物認可

法人かまた

THE KAMATA NEWS No.448

2013.

4/5/6



はちまんばし/スケッチ 山下雄平

<http://www.tohoren.or.jp/kamata>

CONTENTS

- 第3回理事会開催 ……………1～2
- 確定申告を終えて・菊池署長 ……………3
- 法人会コーナー ……………4～6
 - ◆ ボウリング大会
 - ◆ 青年部会・女性部会合同新春研修会
 - ◆ 青年部会視察研修会
 - ◆ 青年部会イブニングセミナー開催
 - ◆ 租税教室
 - ◆ 山下雄平氏の描いた表紙が切手に
- 税務ニュース ……………7
- 都税だより ……………8
- 集客力を上げる……………9
- 経営時評／疋田文明……………10
- 私のすすめる店／読者のひろば ……11
- デスクサイド／ブロックバス研修会…12

5月の予定

5月8日(水) 13:30～	● 簿記講習会⑥	法人会館4F
5月10日(金) 14:00～	● 経営者セミナー「成約率を10倍にする!究極の名刺交換術」	大田区産業プラザ6F
5月13日(月) 13:30～	● 簿記講習会⑦	法人会館4F
5月15日(水) 14:00～	● パソコン講習会①	法人会館4F
5月15日(水) 16:00～	● 青年部会・女性部会合同報告会	プラザ・アペア
5月16日(木) 14:00～	● パソコン講習会②	法人会館4F
5月17日(金) 13:30～	● 簿記講習会⑧	法人会館4F
5月20日(月) 10:00～	● 源泉税研修会	法人会館4F
5月21日(火) 13:30～	● 簿記講習会⑨	法人会館4F
5月22日(水) 14:00～	● 社会保険研修会「社会保険・労働保険の基礎」	法人会館4F
5月23日(木) 13:30～	● 簿記講習会⑩	法人会館4F

6月の予定

6月13日(木) 15:00～	● 第2回通常総会	インターコンチネンタル東京ベイ
6月13日(木) 16:30～	● 特別講演会	インターコンチネンタル東京ベイ
6月17日(月) 13:30～	● 決算法人説明会	蒲田税務署5F
6月19日(水) 13:30～	● 新設法人説明会	法人会館4F
6月20日(木) 14:00～	● パソコン講習会①	法人会館4F
6月21日(金) 14:00～	● パソコン講習会②	法人会館4F
6月19日(水) 16:00～	■ 広報委員会	法人会館6F



表紙スケッチについて

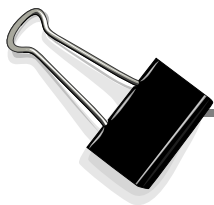
北糀谷と西糀谷2丁目をつなぐ、呑川に架かる新しくなった八幡橋です。橋のたもとに子安八幡神社があります。

完成までに3年数カ月、3月10日(日)に渡り初めが行われました。

親子孫3代の夫婦ということで、北糀谷の真中家と我が家が呼ばれて大田区長さんたちと一緒に渡らせていただきました。

親父夫婦が91歳と88歳、私共は62歳と58歳、息子と嫁の夫婦が共に27歳そして嫁さんは妊娠5カ月。

次は100年後、どんな家族が渡り初めに参加するのでしょうか。



平成24年度

第3回理事会開催



平成二十四年度第三回理事会が二月二十六日（火）プラザ・アヘアにおいて開催された。理事会は渡邊会長の挨拶、来賓の蒲田税務署菊池署長のご挨拶をいただき、渡邊会長が議長となり議事に入った。

議事承認及び報告事項

①平成二十五年度事業計画案について
木村事業研修委員長より説明がなされ、原案どおり別掲の内容で承認された。

②平成二十五年度収支予算案について
佐藤総務委員長より説明がなされ、原案どおり別掲の内容で承認された。

③支部組織の再編成について
会員数の激減により支部単独の事業開催が難しく、また支部間の活動のアンバランスを解消し、会員がメリットを平等に受けることができるよう組織の再編成を進めてきた。第二回総会で役員改選の決議をし、新体制に移行する。

④第2回通常総会について
六月十三日（木）午後二時三十分～七時十五分 インターコンチネンタル東京ベイ
(1)任期満了に伴う役員改選について

※定款の

理事数：45名以上85名未満
理事の内：会長1名

副会長8名以内

常任理事：25名以内

監事：3名以内

平成25年度 事業計画案

当会は、昨年四月一日より「公益社団法人蒲田法人会」としてスタートを切りました。これを契機に、会員にも地域社会にも必要とされる公益法人として、更に公益性を高めるとともに、高いステータスとガバナンスを持ち、会員であることが誇りとなるような経営者団体を目指して、これまで以上に活性化した法人会活動を展開致します。

I 事業活動基本方針

当会は「法人会の基本的指針」に則り、税務知識の普及に努めるとともに納税意識の向上、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益社団法人としての使命を達成するため、本部・支部一体となり組織的な事業活動を展開する。

また、事業活動の充実及び会員増強を図るとともに、会財政の健全化への対応に力を注ぎ、以下に掲げる諸施策に取り組む。

(2)総会委任状取りまとめのお願いについて
⑤その他

(1)今後の行事予定
(2)未収会費集金のお願について

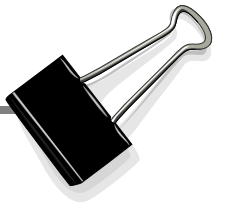
II 重点事項

1・納税意識の向上と税知識の普及
公益社団法人として、広く一般にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及のための施策を講じる。このため、広く一般にも税制関連の研修・講話等の充実を図るとともに有益な資料を作成し適切な広報を実施する。

また、大田区内蒲田地域の小学校の生徒に対する租税教育活動の充実、税に関する絵はがきの募集活動に努めるほか「税を考える週間」の協賛行事等を積極的に実施するとともに会員のより一層のe・Tax利用率向上に努める。

2・組織の強化

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実・強化を図るため会員の退会防止に努めながら年間を通して会員増強を行うとともに「特別会員増



強月間」(十月・十一月・十二月)を設け、厚生制度受託会社とも連携し、全支部一丸となった組織的な会員増強を図る。

3・支部・ブロック活動の活性化

研修内容の充実を図るとともに、地域社会に貢献するための幅広い事業を展開するとともに会員との連携を一層緊密にするため、親睦事業を実施する。

本年度は、支部活動の活性化と各支部間の活動の格差を是正しバランスの取れた活動を展開するため、支部組織の再編成を行なう。

4・税制改正等に対する対応

税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制(使途問題を含む)に関する会員の意見を取りまとめ、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。なお意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

5・研修活動の充実

会員の自己啓発を支援するため、法人会の根幹事業である税法・税務関係研修の開催強化と研修内容の充実を図り、研修参加人員の増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環

境を踏まえ、企業の実態に即した経営支援事業を推進する。

6・税務行政との関連

東京国税局をはじめとした税務諸官庁との関係の維持・発展、および東京税理士会蒲田支部をはじめとした税務関係諸団体とのより密接な連絡協調に努める。

7・e・Tax普及の推進

e・Taxの普及推進には、国税当局ならびに税理士会との協調が必須であり、両者と連携を図りながら、利用率向上のための方策を検討する。

8・福利厚生制度の拡充

全法連の各種共済制度のより一層の普及促進を図るとともに法人会健康診断、全国儀式サービス制度のより一層の周知並びに会員企業の福利厚生事業の拡充を図る。

9・地域社会貢献活動の推進

法人会は公益法人として社会からの信頼を得て、地域に密着した活動を展開することが求められている。法人会の組織力と活力を生かし継続的な社会貢献活動を実施する。なお実施にあたっては、東法連の統一テーマの環境問題に積極的に取り組むとともに、東京都が推進している「地球温暖化対策報告書制度」を積極的に推進する。

科目	本年度予算	前年度予算	増減
I・事業活動収支の部			
A 事業活動収入			
① 特定資産運用収入	500,000	500,000	0
② 受取会費収入	43,000,000	44,773,000	△ 1,773,000
③ 事業収入	9,440,000	10,980,000	△ 1,540,000
④ 補助金収入	15,150,000	15,447,000	△ 297,000
⑤ 受取負担金収入	4,479,000	4,815,000	△ 336,000
⑥ 雑収入	1,270,000	1,600,000	△ 330,000
事業活動収入計	73,839,000	78,115,000	△ 4,276,000
B 事業活動支出			
① 公益目的事業	49,917,400	54,702,800	△ 4,785,400
② 収益事業等	23,211,200	21,404,500	1,806,700
③ 管理費	8,605,400	9,499,700	△ 894,300
事業活動支出計	81,734,000	85,607,000	△ 3,873,000
事業活動収支差額	△ 7,895,000	△ 7,492,000	△ 403,000
II・投資活動収支の部			
A 投資活動収入			
① 特定資産取崩収入			
投資活動収入計	2,000,000	2,500,000	△ 500,000
B 投資活動支出			
① 特定資産取得支出			
投資活動支出計	1,000,000	3,500,000	△ 2,500,000
投資活動収支差額	1,000,000	△ 1,000,000	2,000,000
予備費支出			
当期収支差額	△ 6,895,000	△ 8,492,000	1,597,000
前期繰越収支差額	12,930,219	21,422,219	△ 8,492,000
次期繰越収支差額	6,035,219	12,930,219	△ 6,895,000

(単位:円)

平成25年度 収支予算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

平成 24 年分 確定申告を終えて



蒲田税務署長 菊池 忠良

春暖の候、公益社団法人蒲田法人会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

渡邊会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

さて、平成二十四年分の所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告につきまして、お陰様をもちまして大きな混乱もなく、無事に終了することができました。

これもひとえに納税者の皆様方のご理解と蒲田法人会をはじめとする蒲田税務六団体の皆様方のご支援・ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます次第です。

また、蒲田法人会の皆様方におかれましては、法人会報及び各種研修会等を通じての自書申告の一層の推進、早期提出及び期限内納付等の広報活動、並びに四商店街における懸垂幕の掲出に加えまして、私どもが最重要課題の一つと位置づけております「e-Taxによる申告納税」の利用促進にも多大なご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

私どもは、これからも納税者の皆様方が税の意義を正しく理解され、適正な申告と納税を自主的に行っていただけるよう「納税者サービスの向上」に向けて、更に努力してまいりますので、蒲田法人会の皆様方には、引き続きお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、公益社団法人蒲田法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業の繁栄を心から祈念いたしました。御礼の言葉とさせていただきます。

平成 25 年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり「平成 25 年度税務職員採用試験」を行います。

◆ 受験資格

- ① 平成 25 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 26 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◆ 申込書交付期間

平成 25 年 5 月 13 日（月）～7 月 3 日（水）（土・日曜日は除く。）

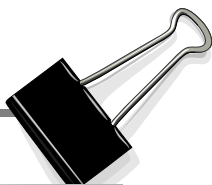
◆ 申込書受付期間

- ① インターネット 平成 25 年 6 月 24 日（月）～7 月 3 日（水）
- ② 郵送又は持参 平成 25 年 6 月 24 日（月）～6 月 28 日（金）

◆ 試験日

- ① 第 1 次試験 平成 25 年 9 月 8 日（日）
- ② 第 2 次試験 平成 25 年 10 月 17 日（木）～10 月 25 日（金）のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に蒲田税務署総務課（Tel 03-3732-5151 内線 306）までお尋ねください。



会員親睦ボウリング大会



毎年恒例の会員親睦ボウリング大会が、三月八日(金)品川プリンスホテルボウリングセンターにおいて開催された。



団体優勝

有限会社やさか
スコア 1,071



団体準優勝

株式会社マツヤ
スコア 1,061



団体第3位

法人会チーム
スコア 986

個人成績			
順位	優勝	準優勝	第3位
氏名	藤岡香世子 (有限会社やさか)	菅 忠生 (株式会社マツヤ)	高梨 拓 (株式会社アーチ)
スコア	417	396	363

六十六名(1チーム3名)の参加者が2ゲームの合計点で団体・個人の順位を競い、職場の皆さん、会員同士が楽しい交流と親睦を深めながら熱戦がくり広げられた。

第二部の懇親会は会場を「和食ななかまど」に移して開催。渡邊会長の挨拶と乾杯のあと懇親に移り、大いに盛り上がりたところで成績発表と賞品授与が行われ、各受賞者に盛大な拍手が贈られて散会となった。

琵琶演奏会



青年部会・女性部会合同新春研修会並びに賀詞交歓会開催

二月五日(火)大田区産業プラザにおいて青年部会女性部会合同新春研修会並びに賀詞交歓会が開催されました。

第一部では琵琶の演奏会を、第二部は賀詞交歓会を行いました。ご参加いただきました皆さまにはお忙しい中、ありがとうございます。

第一部は、女性部会村岡部会長と本部渡邊会長の挨拶の後、演奏会は始まりました。

今年、琵琶奏者の坂田美子さんにお越しいただきました。坂田さんは、古典曲から現代曲までレパートリー広く活動していらっしやる琵琶奏者の第一人者で、太鼓やオーケストラなど他分野のアーティストとの共演や、海外公演も多く行っ



つしやいます。今回は尺八奏者の坂田梁山さん、箏奏者の稲葉美和さんのトリオで演奏してくださいました。一曲目の「祇園精舎」の尺八の始めの一節から一挙にその世界に引き込まれるようなすばらしい演奏で、音色を聴きながら、映像が浮かび、風の音や匂いまでも感じるような世界に魅了されました。

琵琶、尺八、箏の名前は知ってはいても、あまり身近な楽器というわけではないと思います。今回その素晴らしさを肌で感じていただけただけではないでしょうか。琵琶、尺八、箏、それぞれの楽器についての解説を間に交えていただき、より楽しく演奏を堪能させていただきました。

第二部は青年部会小田川部会長、梶副会長の乾杯の御発声により始まりました。青年部会の企画「地区対抗パターン大会」で大いに盛り上がり、楽しい時間を過ごしました。最後はバレンタインが近いこともあり、チョコレートのお土産で散会となりました。〈女性部会幹事 小平真理 記〉



最新ユニットバス製造工程と筑波宇宙センターを視察してきました！

三月一日、一泊二日で筑波方面へ給湯器で有名な(株)ノーリツのつくば工場と筑波宇宙センターの視察に行ってきました。

午後一時に蒲田集合、二十数名で研修開始です。一日目はノーリツつくば工場で最新ユニットバスの視察です。ここではパネルからその模様、人工大理石のバスタブまで一貫して作っていました。バスタブを型から外すときはまだ柔らかかったのが印象的でした。そして、パレットの上に必要な部品が置かれていき、最終的には行き先によってきれいに並び、出荷のトラックが待



ユニットバス表面のプリントの説明。
これ以降は撮影禁止。



青年部会 視察研修会

(株)ノーリツつくば工場の前で記念撮影。
お世話になりました。

二日目は、バス車内で映画『はやぶさ』をみつつJAXAに到着。頭は完全に宇宙モードで、ロケットの発射時の轟音に驚いたり、人工衛星や国際宇宙ステーションの話を真剣に聞きつつ、最後にショップで宇宙食等のお土産を買ってJAXAを後にしました。

昼食後は守谷のアサヒビール工場見学です。製造過程を目の前に見ながら説明を受け、工場のスケールの大きさと味のチェックや衛生面でも十分な注意が払われているのを実感しました。最後にビールの試飲を。とつてもクリーミーで美味しかった！やはりできたてというのには本当に味が違いました。家に工場直送ビールを送る手配をして、帰路につきました。

今回の研修は、事前の調整や手配等で平塚住宅さんに大変お世話になりました。

青年部会では、このような勉強になる研修を今後も続けて参ります。皆様のより多くのご参加をお待ちしております。

〈部会長 小田川 幸生 記〉

青年部会 イブニングセミナー

本年度最後は、フィットネスインストラクターの佐藤智子さんです。 バランスコーデイネーション！

青年部会主催の今年度第五回目のイブニングセミナーは三月十八日に行いました。

内容は「バランスコーデイネーション」で簡単な体操や少しだけ筋トレしたりストレッチしたりすることで姿勢がよくなったり、関節の可動域が広がって身体が軽くなります。



明治VAAMプロスタッフの佐藤智子先生

佐藤さんはスポーツクラブでレッスンをされる傍ら、後進の指導にも力を入れていらっしゃる頼もしい方です。

また非常に丁寧で優しいレッスンが持ち味で、今回も日頃あまり運動されていない参加者に向けてゆっくり、じっくり、細かくレッスンをしてくれました。

腰痛持ちの方に今日のレッスンの中で大切な動きを話したり、日々の生活で日頃からちよつとだけ気をつけることを話したりしてインストラクターさんと近い距離の中で多くの話題で盛り上がりました。

軽食と懇談。

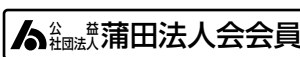
腹筋を刺激したり、腰を捻ってみたり、背骨を曲げたり、伸ばしたり、股関節をこれまでに以上に少しだけ広げてみたり...。レッスンは終わって

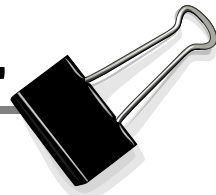


青年部会では来年度も講師の生の声が聞けるイブニングセミナーを開催し、皆さんの興味であろう様々な分野のエキスパートの方々にお越しいただこうと思っております。皆様の多くのご参加をお待ちしております。

〈部会長 小田川 幸生 記〉

ゆっくり丁寧なレッスンで身体すっきり





租 税 教 室

大田区立西六郷小学校 6年生



青年部会役員が生徒の好奇心をキャッチ!

二月十四日(木)、まだ初春の寒風が吹く中、西六郷少年少女合唱団で名を馳せた、大田区立西六郷小学校の音楽教室において六年生の二クラス、合計五十三名の児童に対して租税教室を開催いたしました。

まず、租税教室の冒頭では、法人会という団体についての説明と講師として参加した三名の青年部会役員の紹介を行いました。紹介では、それぞれが普段就いている職業についても説明することで、子供たちにより親しみを持つってもらうことができました。

参加メンバーの紹介の後、なぜ租税教室を行うかの趣旨を説明し、「マリリンとヤマトの不思議な日曜日」のDVDを鑑賞しました。鑑賞中、子供たち一人ひとりの顔をじっくりと見回してみると、皆それぞれキラキラとした好奇心と学

西六郷少年少女合唱団で有名な西六郷小学校の音楽室での授業。



習意欲にあふれる笑顔で鑑賞をしていたのが非常に印象深く記憶に残りました。

DVD鑑賞後に「税金がなくなってしまうたら、皆が生活している社会は一体どのように変わってしまうのだろうか?」という問い掛けから入り、税金の種類、税金が納められる流れの説明、その使い方、またその使い方の決定が誰により、どのように行われているかの説明を行いました。

さらに、税金の使い方の決定を行うときには、一番大切な要素は何なのかということ「おもしろい」について話しました。税金は国民全員が安心して暮らせるための会費のようなものであり、税金を納める義務を果たすことでのみ、その権利を享受できるのだということについても説明しました。

後半では、難しい話ばかりでは閉口してしまいがちな子供たちのために、税金についての〇×ゲームを行いました。はしご車や学校などを例にあげ、一人で貰うとしたらどれ位

の〇×ゲームを行いました。はしご車や学校などを例にあげ、一人で貰うとしたらどれ位

のお金が必要なのか、それを百人で負担したら?では、国民全員で負担したら?という具合で、税金というものが国民の負担で成り立っているということを良く理解してもらおうことができました。優秀な回答者として最後まで残った児童には、一億円を持つことができるという普段経験しがたい思い出ができました。

最後に、租税教室の実施にあたり、ご指導・ご協力をいただいている蒲田税務署や税理士会の方々へお礼を申し上げます。

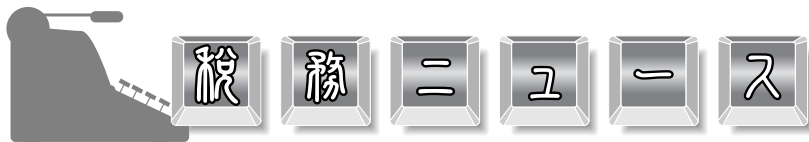
〈青年部会幹事 杉山英祐 記〉

今までに描かれた表紙の中から選りすぐりの絵と、大田区内の名所を題材とした10点が1シートになったオリジナルフレーム切手が4月1日から大田区内の郵便局等75局で販売されております。



名称 多彩なまちなみ-大田区-1,600部の限定販売

詳細はインターネットで「山下雄平多彩なまちなみ-大田区-」で検索願います。



One More Check

ワンモアチェック

復興特別法人税の期限後申告に係る加算税の取扱い

Q. 当社(3月決算)は、平成25年3月期の法人税の確定申告書を期限内に提出しましたが、法人税額が零円と計算されたことから、復興特別法人税の確定申告書は提出していませんでした。

今般、税務調査により確定申告額が過少であったことが判明したことから、当社は、平成25年3月期の法人税額を40万円とする内容の法人税の修正申告書を提出するとともに、復興特別法人税額の額を4万円とする内容の復興特別法人税の期限後申告書を提出しました。

法人税については、当社の経理処理に誤りがあり確定申告額が過少となっていたものであり、当社の責任によるものですので、国税通則法第65条《過少申告加算税》第4項に規定する「修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合」には該当せず、修正申告書の提出により納付すべき法人税額40万円に対し、過少申告加算税が課されるものと理解しております。

この場合、復興特別法人税については、無申告加算税が課されますか。

A. ご質問内容の場合は、復興特別法人税について、無申告加算税が課されることとなります。理由は以下のとおりです。

(1) 無申告加算税について

納税者が、期限後申告書を提出した場合には、当該納税者に対し、当該期限後申告により納付すべき税額に15%の割合(その提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより決定があるべきことを予知してされたものでないときは、5%)を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税が課されます。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、無申告加算税は免除されます(国税通則法第66条第1項)。

この「正当な理由があると認められる場合」とは、真に納税者の責めに帰することができない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解されます。

(2) 本件へのあてはめ

ご質問によれば、貴社は、法人税額が零円と計算されたことから、復興特別法人税の確定申告書を提出しなかったとのことですが、このような場合において、その後法人税の修正申告を行ったことに伴い、復興特別法人税について期限後申告書を提出したときは、法人税について期限内申告が行われたかどうかにかかわらず、その期限後申告に係る復興特別法人税については、無申告加算税の対象となります。

また、貴社が、法人税額を零円と計算したのは経理処理の誤りによるものであって、貴社の責任によるものであることから、貴社の責めに帰することのできない客観的な事情はなく、法人税の確定申告額が過少となったことに「正当な理由」はないとのこと。そうすると、貴社が、復興特別法人税の期限内申告書を提出しなかったことは、法人税額を誤って過少に計算したことを原因とするものであるといえ、当該過少に計算したことに正当な理由が認められない以上、貴社が、復興特別法人税の期限内申告書を提出しなかったことにも「正当な理由」があるとは認められません。

したがって、ご質問の場合、期限後申告書の提出により納付すべきこととなる復興特別法人税4万円に対しては、無申告加算税(原則15%)が課されることとなります。

【関係法令通達】

- ・ 国税通則法第65条、第66条
- ・ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第53条
- ・ 平成24年6月25日付課法2-9ほか3課共同「復興特別法人税に係る加算税の取扱いについて(事務運営指針)」1(法人税の修正申告等に伴い新たに復興特別法人税申告書の提出等があった場合の取扱い)

注記

平成24年7月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

5月は自動車税の納期です

平成25年度の自動車税納税通知書は、5月1日（水）に発送します。



〈納期限〉 **5月31日（金）**

〈ご利用になれる納付方法〉

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ コンビニエンスストア

- 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
- 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。
- コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることを確認のうえ、大切に保管してください。

ATM・パソコン・携帯電話からの納付

- （ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。
- インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方（事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。）はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。
- パソコン・携帯電話からクレジットカードを利用して納付することができます。取扱期間は、平成25年5月31日午後11時までです。利用できるのは、平成25年度自動車税納税通知書です。
- ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングにより納付した方にはおおむね2週間後に、クレジットカードにより納付した方にはおおむね4週間後に、はがきサイズの自動車税納税証明書（継続検査等用）を郵送します。
- 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付ください。）。
- システムの保守点検作業のため、毎週の日曜日午後9時から月曜日午前7時までではご利用できません。

詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

障害者手帳等をお持ちの方へ

自動車税の減免申請はお済みですか？



●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免が受けられる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

〈申請場所〉 都税事務所・都税支所・支庁・自動車税事務所・都税総合事務センター

〈申請期限〉 納期限（平成25年5月31日（金））

* 新たに自動車を取得した場合は登録(取得)の日から1ヶ月以内

〈必要書類〉

- 身体障害者手帳等
- 運転免許証（コピーの場合は表裏両面）
- 印鑑（認印）

* 障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合は、

- ①所有者（納税義務者）又は取得者の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）及び②生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合、「親族」が確認できる書類（戸籍謄本等）が必要です。

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】 自動車税コールセンター

03-3525-4066

集客力を上げる

経営コンサルタント 滝川啓治

20年以上続いたデフレからの脱却を目指す、政府と日銀が一体となつての2%の物価目標達成の強い意志の力が、株高・円安を生み、景気好転への期待を膨らませている。

実態経済が確実に好転していくかは定かではないが、昨年まで見られなかったマシオン購入や高級消費が急増していると伝えられている中、企業経営者の思いにも、これまでの停滞感から自社の新たな戦略展開を始めていこうとする意欲が胎動しているように感じられる。

自社の戦略展開を描く上で欠かせないのは、消費者の集客力をいかに向上させるかに尽きるだろう。

集客力、それはすなわち購買行動を伴うものでなければならぬのである。そして、またここで買い求めたいとするリピーターを増やしていくことに他にならないのである。

と云って、多額な広告宣伝投資を要することなく、身の丈に合わせ、地に足の着いた自分なりの集客を立案していくことが肝要であり、長続きさせる要諦でもある。

では、その集客力をアップさせるためにはどうしたらいいだろうか。

先ずはお客様に期待感づくりを行うことである。

あそこへ行くと、「何かがある」「悩みが解決できる」「新しい発見がある」「楽しさがある」「成果が得られる」といった期待感をお客様に抱いて戴けることである。そこには、言い古されて久しいが、顧客満足度の仕組みがあるかどうか、が潜んでいるものである。

無論、その期待感づくりには、お客様がどんな期待を抱いているのかをしっかりと耳を傾け、聞き取ることで欠かせない。お客様の期待の声に耳を傾けずに、売る側が一方的に「お客様はこうしたことを望んでいるだろう」式に取り組んだのでは、空回りして、徒労に終わりがかねない。

しっかりと社員一丸となつて、お客様の期待の声に基づいて、アイデアを練っていくことである。

そのプロセスは、お客様に期待感を抱いてもらえる集客の仕組みを生み出すだ

けでなく、自社独自の強み（コア・コンピタンス）を創り出し、会社はお客様のためにあるという考えを全社的に共有できる作業ともなるはずである。

そのプロセスは、自社が向かうべき経営目標を確立し、同業他社が真似できない差別化づくりにもなることであると理解しておきたい。

集客力を向上させるアイデアを生み出したとしても、競合する同業他社がその流行る成功を容易に模倣することが想定され、真似できない「独自性」という差別化づくりが欠かせない。

言い換えれば、「仏につくって魂入れず」のことわざ通り、いくら真似したとしても、お客様の期待感づくりを行っていくプロセスは、まさに自社の「魂」を創っていくことに他ならないのである。この魂づくりこそが、差別化づくりになる、そのものである。

そして、集客を向上させる決め手は、コミュニケーションづくりにあることも踏まえておきたい。優れた

集客アイデアや仕組みでも、知られなければ誰も来てはくれない。コミュニケーションは欠かせない。

今どき、ローコストで行える「フェイスブック」「ツイッター」といったソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用についても学んでおきたいところである。

潜在的な見込み客に、自社の商品やサービスを利用することが価値あることかを感じさせることが大事です。ただ、利用した人が満足が高かったとして、人から人へと伝わっていく「口コミ」が強いものであることを忘れてはいけないこともわきまえておきたいものである。

市場が動き始めたと感じられることに加え、2年間で2次に亘る消費増税の駆け込み需要も見込まれ、さらには賃上げの動きも見られ始めているこの時期だからこそ、集客力を上げる仕組みづくりを持つかどうか、自社の盛衰を分ける分水嶺だとの思いを強くして臨んでいきたいものである。

観察力を磨け

企業が持続的に成長するうえで不可欠ともいえるのが「変化対応能力」だ。アメリカの自動車メーカーGMの創業期

を率いたスローンは、その著書の中で、「変化に対応する具体的方法を持っていなければ、どのような組織も叩き潰されてしまう」と書いている。まさに、GMは変化に対応できずに経営が悪化してしまったのである。

景気と経営は似て非なるもの

日本での著書も数多い、アメリカの経営学者セオデオ・レビットは、「変化への対応と適応が唯一生存への道」と指摘しているが、まさにその通りだと思ふ。では、変化対応能力は、どうすれば身につくのだろうか。その答えを知るには、変化は、



経営ジャーナリスト

足田 文明

どのようなして起きるのかを、理解しないと話にならない。

自然界には、「突然変異」という現象がある。それだけに、ある日突然変化が起きるように思いがちだが、それは違う。レビットは、その著書の中で、ミクロ経済学の父アルフレッド・マーシャルの「自然は飛躍しない」という言葉を紹介した後、「変化は多いが、変化しないことはもつと多い。未来は否が応にも現在を土台に紡がれていく」と続けている。

要するに、変化は突然やってくるのではなく、現在を起点に紡がれるものであり、必ず兆候があるということだ。とすれば、変化に対応するためには、まず変化の兆候に気付かなければならないということになってくる。

この兆しを見て対応策を講じるのは、リーダーにとって重要な仕事でもあるのだ。中国の古典・易経の中に次のような記述がある。

「そもそも幾（きざし）とは、事のはじめの微かな動きであり、結果の吉兆をまずもって示唆する前兆である。君子はその幾を見て措置を講じ、これを実践に移す」

紀元前二二一年に中国に秦の国

を建てた「始皇帝」は、自らを朕と称しているが、この朕という言葉には、兆しという意味があるという。まさに、兆しを見つけて措置を講じるのがトップの仕事なのだ。

観察力なくして持続的成長なし

では、どうすれば兆しを見つけることができるのだろうか。それは観察力以外にない。

観察力は、変化に対応するばかりでなく、経営の世界で必要とされるいくつかの能力の中で最もベースになるものといってもいい。

例えば、人物を評価するにも観察力は必要になってくる。

「経営は、つまるところは人間関係の問題につきる」とは、『ハーバードでは教えない実践経営学』の著者マーク・マコーマックの指摘だが、まさにその通りだと思う。仕事を実践するに際しては、職場ばかりでなく、顧客とも人間関係がうまく構築できないといけないが、どうすればそれができるのか。人間関係をうまく構築するためには、その人物がどういう人かを知る必要があるが、そこでも役に立つのが、観察力なのだ。

「そのなすところを視、そのよるところを観、その安んずるところを察すれば、人いづくんぞかくさんや、人いづくんぞかくさんや」

これは、『論語』の一説で、

渋沢栄一も参考にしたという教えだが、文中に「観」と「察」が入っているではないか。

名探偵シャーロックホームズの推理も、まずは観察力から始まるのだ。シャーロックホームズは、「観察と分析の訓練を積んだ人の目をごまかすことはできない」（『緋色の研究』より）という。観察力、分析力のふたつの能力は、経営の世界でも大いなる武器になると、筆者は考えている。

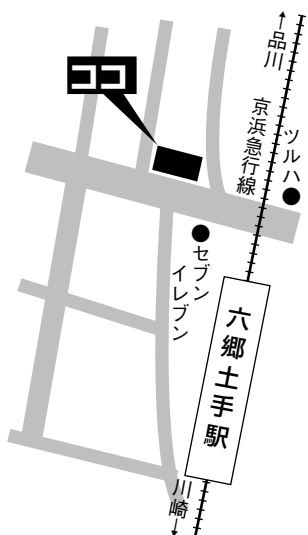
では、観察力はどうすれば身に付くのか。これは問題意識の有無に尽きる。本田技研をリタイアした後の本田宗一郎さんは、絵画を趣味としていたが、絵を描くようになってからは、ものの方が違うようになっていった。それまでは、ユリの花を見ても単に眺めているだけで、花びらが何枚あるのか気にもとめなかった。それが絵を描くようになってからは、じっくり観察するから、ユリのことなら何でも分かるようになったとのことだ。

五月二十四日（金）から、後継経営者を対象とした『実践経営塾』（月1回4時間×6回）をスタートさせます。詳しくは、元気塾のホームページ（ヤフーで足田文明とご入力ください）をご覧ください。

私のすすめる店

合資会社喜作商店

■ 場所：大田区仲六郷4-18-6
■ 電話：03-3731-7327
■ 営業時間：10:00~19:30
■ 定休日：日曜日・祭日



京浜急行「六郷土手駅」を出て徒歩三十秒、という素晴らしい好立地に合資会社喜作商店があります。

今年四十一歳を迎える私が生まれる以前から営業しているそうです。

六郷土手は昔から町工場が所狭しと軒を並べる準工業地域でしたが、近年は時代の流れと共に町工場が一軒また一軒と姿を消し、大型の集合住宅や大資本のスーパーマーケットへと姿を変え、その街並みは同じ六郷土手とは思えないほど近代化しています。

そんな六郷土手にあって、喜作商店は私がかまだ幼い頃に母親に手を引かれ買い物について行った当時とほぼ変わらぬ姿で、駅前という一等地で、今日も全国の産地から送られてくる野菜や果物を販売しています。

時代が変わっても力強く生抜く商売人の心意気を感じずにはいられない、そんな喜作商店を皆様も一度訪れてみてはいかがでしょう。

〈杉山英祐 記〉

読者のひろばへ俳句

夏来る

西蒲田ノ支部

阪田昭風

里山の梢騒ぐや夏来る

健診のあと薰風に胸開く

新緑や水上バスの長汽笛

風薫るビルの谷間の停車場

岩組みの水しぶきをり若楓

Desk Side

デスクサイド



三基の塔との 出合い

我が人生にも若者と
呼ばれた時代もあった。

街にとぼりが降りる頃、親父の払い下げのベンチシートタイプのセドリックに、満席六名の若者男女で、ラジオから流れるセントルイスジャーニー等を聞きながら、賑やかに、横浜・山下公園マリントワーにはよく通ったものである。

通学の途中では、JRの車窓から、東京タワーの建築中の進

行状態を、もどかしくも思えたが、完成後いち早く搭乗し、下りは階段を利用してその高さを実感した思いでもある。その後二度ほど地方からの来客を案内したが、もつぱら遊びに行く銀座、浅草方面への、五反田からの抜け道の目標や、道に迷った時の目標に利用させてもらった。

昨年の秋、また世界一のスカイツリーに出会えた。小学校二年の孫娘と病み上がり妻を伴い、搭乗を試みたがチケット入手も儘ならず、はとバスの外観コースに甘んじ、三人は再挑戦を約束した。

六月で七十四歳を迎える自分と、七十歳を迎える妻にとつては、その前に地下鉄利用の場合や、乗り換えに労を伴わないコースの研究が必要だ。

後日、上野・谷中に墓参りに行った帰りに、幸運にもスカイツリー行きのシャトルバスを発見、試乗となった。

まだ搭乗券や食事処も長蛇の列は相変わらずだが、後は孫たちとのスケジュール次第だ。

〈K・S〉

報 告



当会理事 荻野 茂様
が、三月十七日ご逝去されました。享年66歳。

荻野理事は平成十九年五月より今日まで時計メカネ支部長として大変ご尽力いただきました。

ここに謹んでお悔やみ申し上げますとともに心からご冥福をお祈り申し上げます。

ブロックバス研修会

北花谷支部 勝浦ビッグひな祭り&朝市と南房総花の里へ

【日 程】 3月2日(土)
【行 程】 北花谷→勝浦(見学)→外房海岸→南房総(花摘み)→北花谷
【参加者】 14名



法人かまた

No.448
平成25年5月1日発行

発行人/渡邊 正禮
発 行/公益社団法人蒲田法人会
〒144-0052 大田区蒲田5丁目40番1号
電話 3734-7300 FAX 3734-7399

稼働法人数 8,567社
加入法人数 3,570社
加 入 率 41.7%
[平成25年3月末現在]



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DJIDO 大同生命

AIU AIU保険会社

東京支社 品川第一営業所/東京都品川区大崎1-6-1
(TOC大崎ビル1号棟10F) TEL 03-3490-3161

首都圏地域事業本部 東京第一支店/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-6894-9100

“北京卵めん”

業務用中華麺・手作り風中華万頭・
餃子・春捲・シュマイ・ワンタン
の皮及び春捲 製造販売.卸.

株式会社 **菅野製麺所**
代表取締役 菅野善男

本 社 東京都大田区西蒲田 6 丁目29-2
〒144-0051 T E L 03-3735-1561(代)
F A X 03-3730-0599
埼玉支社 埼玉県吉川市八子新田972
瑞穂工場 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-1-34

法人会

消費税期限内納付

推進運動

お願い

法人名、代表者・住所・電話番号等の変更がございましたら蒲田法人会事務局までご連絡をお願い致します。

電話 3734-7300

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。



優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

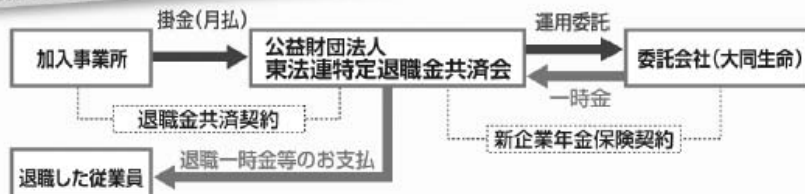
特退共制度の 5 つの魅力

- 1 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 2 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- 3 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- 4 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- 5 簡単な手続きで加入いただけます。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

東法連特退共制度の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>

公益社団法人 蒲田法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。

これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。

蒲田法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



大きなあんしん

トピックス

提携葬儀社「くらしの友」では お客様のご要望に合わせて、基本セットが選べるようになりました。

ご利用いただける祭壇の種類が増えて益々便利に!

葬儀支援サービスの基本セットでは、従来からの白木の祭壇に加え、ご要望が高かった、生花を用いた祭壇がご利用できるようになりました。

さらに、料金をプラスアルファいただくことで祭壇のグレードアップができます。



白木祭壇



生花を用いた祭壇



基本セットご利用料金 + 10万円(税抜)



基本セットご利用料金 + 20万円(税抜)

葬儀支援サービス 2つのメリット

メリット1 葬儀費用の軽減

蒲田法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが **無料** ~ 315,000円でご利用になれます。

■ ご提供される基本セットの内容 (例)

祭壇 お棺 寝台車
 内装用品・納棺用品 車庫から10kmまで
 ご遺影(白黒) / お位牌(白木) 会葬礼状(100枚) / 枕飾り 遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など

※火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は別途ご負担いただけます。

■ 対象者と基本セットご利用料金

適用種別	対象者(ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金
第1種適用者	● 会員企業の75歳未満の全取締役 および 監査役本人	無料
第2種適用者	● 会員企業の75歳以上の全取締役 および 監査役本人 ● 本人の配偶者 および 子女 ● 本人 および 配偶者の両親 ● 本人 および 配偶者の祖父母	252,000円 (消費税込)
特別適用者	● 本人 および 配偶者の兄弟姉妹・おじ・おば・孫	315,000円 (消費税込)

※第1種・第2種適用者は、くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の旅行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

● 葬儀のご手配、事前のご相談・お見積りはフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】

24時間
365日対応



0120-421-493

通話料無料

このサービスは、万一の際、ご葬儀の詳細が決定する前にフリーダイヤルをしていただかないとご利用になれません。

ご利用になる場合は「蒲田法人会」とお伝えください。

メリット2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟150団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

国内最大の葬儀社ネットワーク

全国504葬儀社 2,400を超える斎場施設

● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能

式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などのご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。

※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。



全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。

全国儀式サービス 検索 <http://www.gishiki.co.jp>

【ユーザー名】 gishiki 【パスワード】 kamata_hou

家族葬、一般葬、社葬や
宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに
合わせたご葬儀のご相談承ります。